

ごみ処理施設整備基本計画・
環境影響評価等業務委託

仕 様 書

令和元年 9 月

伊勢広域環境組合

1 適用

本仕様書は、伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が発注するごみ処理施設整備基本計画・環境影響評価等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。また、本業務は本仕様書及び組合が指定する書類に準拠して実施するものであり、本仕様書等に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、受託者の責任において実施すること。

2 総則

(1) 目的

本業務は、組合が計画しているエネルギー回収機能及びマテリアルリサイクル推進機能を保有するごみ処理施設の整備事業（以下「本事業」という。）について、ごみ処理施設整備に関する幅広い知識と高度な専門能力を有する専門機関の情報提供、内容検討、資料作成、調査、委員会運営等により、基本計画を策定するものである。また、三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）に基づき、現況調査を行い、対象事業が周辺環境に与える影響を予測・評価するとともに、関係機関及び地域住民の意見を踏まえ、環境影響評価等を円滑に実施することを目的とする。

(2) 業務委託名

ごみ処理施設整備基本計画・環境影響評価等業務委託

(3) 納品場所

伊勢市西豊浜町 653 番地 伊勢広域環境組合 清掃工場

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 11 月 30 日まで

(5) これまでの計画

組合は「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備基本構想」及び「伊勢市・明和町・玉城町・度会町地域 循環型社会形成推進地域計画」を策定しており、本業務はこの内容を踏まえて行うものとする。なお、計画対象地は別紙 1 のとおり。

(6) 業務の履行

受託者は、契約書、仕様書、業務提案書、ヒアリング議事録、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(7) 貸与資料

本業務に必要な資料等について、組合が所有するもので貸与して差し支えないものについては所定の手続きの上、受託者に貸与するものとする。受託者は貸与された資料等について、業務完了時に組合に返却するものとする。

(8) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(9) 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容について、組合の許可なしに、第三者に漏らしてはならない。

(10) 業務に係る経費

本業務の履行に係る諸経費について、特別な場合を除き、すべて受託者の負担とする。

(11) 業務の変更等

本業務の実施に際し、既定業務内容の変更又は当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合は、組合と受託者が業務内容及び業務委託料等について、協議を行うものとする。なお、業務内容の変更に必要な資料は、受託者が作成する。

(12) 業務完了時の検査

受託者は、成果物提出時に組合の実施する完成検査を受けるものとし、業務内容に適合しないと認められた場合は、直ちに組合の指示に従い修正等を行うものとする。

(13) 技術者の配置

受託者は、本業務を遂行するにあたり、管理技術者及び主任技術者を配置すること。なお、主任技術者はごみ処理施設整備基本計画と環境影響評価の業務について、それぞれ1名配置することとし、配置技術者は兼務できないものとする。

(14) 提出書類等

ア 業務完了関係書類 1式

イ 業務成果品 以下の(ア)から(コ)に示すものとし、印刷物はA4判カラー印刷を基本とする。なお、成果品等の内容及び数量については、組合と受注者で協議のうえ最終決定する。

(ア) ごみ処理施設整備基本計画	100部
(イ) 同上 要約書	100部
(ウ) 環境影響評価方法書	100部
(エ) 同上 要約書	100部
(オ) 環境影響評価準備書(資料編含む)	100部
(カ) 同上 要約書	100部
(キ) 環境影響評価評価書(資料編含む)	100部
(ク) 同上 要約書	100部
(ケ) 打合せ記録及び議事録	1部
(コ) 上記(ア)から(ク)の電子データ	1式

(15) 疑義

本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、受託者は組合に照会し、その指示に従うものとする。

3 業務内容

受託者が行う業務の内容は、以下のとおり。

3.1 基本計画の策定

(1) 基本事項の整理・検討

本事業における以下の基本事項について整理・検討する。

- ア 施設整備方針
- イ 敷地条件
- ウ 施設整備に係る法規制条件
- エ 処理対象物
- オ 処理方式
- カ 施設規模
- キ 既存施設の利用方法
- ク その他

(2) 計画基本条件

新たな施設の計画ごみ質、公害防止基準、ピット容量、基本処理フロー等、プラントの基本的な条件について検討する。

(3) 施設運営計画

新たな施設の運転条件、ごみ搬入条件、車両条件、ユーティリティ条件等について検討する。

(4) エネルギー利用計画

新たな施設から発生する熱エネルギーの利用用途、方法、余熱の供給能力、供給条件などについて検討し、具体的な導入可能施設の先進事例を参考に、その効果についても比較検討する。

(5) 環境学習計画

新たな施設に備える環境学習機能とその活用方法について検討する。

(6) 防災機能計画

新たな施設に備える防災機能とその活用方法について検討する。

(7) 施設計画

立面・平面図等の作成を含む主要な建屋の配置、車両動線、外構計画、設備機器配置等について検討する。

(8) 施工計画

本事業における騒音・振動対策、排水対策、浸水対策等について検討する。

(9) アンケート調査

プラントメーカー等への見積徴取を含むアンケート調査を行い、検討事項に対する資料の作成及び概算事業費の算出をする。

(10) 事業スケジュール

本事業全体のスケジュールを作成し、随時更新する。

(11) 委員会等の運営支援

基本計画の策定に係る委員会及び住民説明会について、事前の打合せを実施し、資料、議事録等を作成する。なお、会議では必要に応じて説明を行う。開催回数は、概ね以下の回数を予定している。また、住民説明会等に使用するリーフレット等についても必要に応じて作成する。

ア 委員会	10回
イ 住民説明会	1回

(12) 先進地視察

以下の内容で先進地視察を計画し、3回程度実施する。

ア 内容	ごみ処理施設の視察（県外 1箇所 日帰り）
イ 交通手段	貸切バス
ウ 参加人数	最大55名程度
エ 食事	昼食の準備（40名程度）

(13) パブリックコメントの支援

組合は、基本計画（案）の作成後、パブリックコメントの実施を予定している。このパブリックコメントに係る資料の作成等の支援を実施する。

3.2.1 環境影響評価に係る方法書の手続き

(1) 事業特性の把握

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定にあたっては、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性について、次の事項を把握する。

ア 対象事業の種類
イ 対象事業実施区域の位置
ウ 対象事業の規模
エ 対象事業に係る工事計画の概要
オ 対象事業の計画経緯及び必要性
カ その他対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報（事前調査の実施）

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法選定を行うために必要な地域の環境

の状況について把握するため、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域の概況並びに基礎的な環境特性に関する事前調査を実施する。

(3) 環境影響評価項目の選定

環境への影響が想定される行為（以下「環境影響要因」という。）及び環境影響を受けることが予想される環境要素（以下「環境影響要素」という。）を抽出する。抽出した環境影響要因が環境影響要素に影響を及ぼす過程を検討するとともに、事業特性及び事前調査結果からみた地域特性等から環境影響の程度を想定し、一定程度の環境影響が想定される場合に、環境影響評価項目として選定する。なお、選定した環境影響評価項目は、項目の特性及び想定される環境影響の程度を踏まえ、必要に応じ、重点化又は簡略化の区分を行うこととし、以下に示す図表を作成する。

ア 影響評価項目並びに重点化及び簡略化した項目が一覧できる要因要素マトリクス表
（現段階においては、別紙2に示す内容を想定している。）

イ 選定した影響評価項目ごとの選定理由及び重点化又は簡略化の理由並びに環境影響評価の観点、選定しなかった環境要素について選定しなかった理由をとりまとめた表

ウ 環境影響要因が相互に関連し合う場合などは、必要に応じ、環境影響要因が影響評価項目に影響を及ぼす過程がわかる関係図

(4) 調査、予測及び評価の手法の検討

選定した影響評価項目について、客観的かつ科学的根拠に基づき、調査、予測及び評価の手法を検討する。調査手法については、調査及び測定により収集すべき具体的な情報の種類（以下「調査対象」という。）、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間、時期等について検討する。予測手法については、予測すべき情報の種類（以下「予測対象」という。）、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。評価手法については、影響の回避・低減の方針及び対象並びに整合を図るべき基準等について検討する。

(5) 環境影響評価方法書の作成

事業の内容、事前調査結果及び影響評価項目の選定結果並びに調査、予測及び評価の手法の検討結果をとりまとめ、環境影響評価方法書、同要約書を作成する。

(6) 住民説明会の開催

住民説明会の会場を手配し、資料を作成するとともに、当日の説明の補佐を行う。終了後、議事要旨及び議事録を作成する。また、住民説明会等に使用するリーフレット等についても必要に応じて作成する。

3.2.2 環境影響評価に係る準備書の手続き

(1) 現地調査の実施

環境影響評価方法書等に基づき現地調査を実施する。（現段階においては、別紙3に示す内容を想定している。）

(2) 予測の実施

対象事業が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、環境保全対策を検討するための情報を得るため、選定した影響評価項目について予測を実施する。

予測は、調査によって得られた情報の整理・解析結果を踏まえ、事業計画に係る環境影響要因に対する環境影響の程度を適切に把握する事ができるよう予測対象を設定する。

予測においては、事業特性及び地域特性を勘案し、影響評価項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、適切な手法を選定して行うようにし、この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握する。

(3) 評価の実施

評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により影響評価項目に係る環境影響が、事業者により最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行う。

また、評価に際しては、三重県環境基本計画及び環境の保全の観点からの国等の基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか否かについても検討する。

影響評価項目ごとに、環境影響評価の実施を通じて検討した複数の環境保全対策案等について、それぞれの予測結果を比較検討することにより、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かを検討する。

また、環境保全の観点からの基準又は目標がある場合には、これの達成のために最大限の配慮がなされているか否かを検討する。

(4) 環境保全対策の検討

評価の結果に基づき、対象事業に係る環境影響を回避又は低減するための環境保全対策（以下「保全対策」という。）を検討する。また、やむをえず環境影響を生じる場合には、事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。

保全対策の検討に当たっては、三重県環境基本計画の内容を踏まえることとし、保全対策を検討した場合には、再度予測を実施する。

(5) 総合評価の実施

影響評価項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成するなどの整理を行い、影響評価項目選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案しつつ、対象事業に係る総合的な評価を行う。

(6) 事後調査計画の策定

調査、予測及び評価の結果並びに予測における不確実性の程度を踏まえ、影響評価項目ごとに事後調査の必要性を検討し、事後調査計画を策定する。

(7) 環境影響評価準備書の作成

事業計画の内容、現況調査、予測及び評価等の内容を取りまとめ、環境影響評価準備書、同要約版、同資料編を作成する。

(8) 住民説明会の開催

住民説明会の会場を手配し、資料を作成するとともに、当日の説明の補佐を行う。終了後、議事要旨及び議事録を作成する。また、住民説明会等に使用するリーフレット等についても必要に応じて作成する。

3.2.3 意見概要・事業者見解書の作成

住民意見、知事意見の概要を整理するとともに、各々に対する事業者見解を作成する。

3.2.4 環境影響評価に係る評価書の手続き

環境影響評価準備書に対する知事意見等を踏まえ、環境影響評価を行った結果についてとりまとめ、環境影響評価書、同資料編、同要約書を作成する。

3.2.5 環境影響評価に係るその他の支援

(1) 協議

三重県と組合が協議を行う際には必要に応じて当該協議に同席し、組合の支援にあたる。

(2) 三重県環境影響評価審査会

必要に応じて三重県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）に同席し、説明の補佐を行うとともに、資料を作成する。

(3) 周知

環境影響評価手続きにおける公告・縦覧・住民説明会に際して、周知方法等に関する支援を行う。

別紙 1 計画対象地

計画対象地は以下の赤枠で示した土地とする。



別紙 2 環境影響評価項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施					土地または工作物の存在及び供用							
				重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	工作物の建設	廃棄物の発生・処理	造成地の存在	工作物の存在	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	廃棄物の発生・処理	エネルギーの使用	緑化
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物								○					
			窒素酸化物	○	○							○	○			
			塩化水素									○				
			ダイオキシン類									○				
			水銀									○				
			浮遊粒子状物質	○	○							○	○			
			微小粒子状物質									○				
			粉じん等	○			○									
	騒音										○	○				
	振動										○	○				
	低周波音										○					
	悪臭										○					
	水環境	水質	水素イオン濃度						○							
			水の濁り				○									
水の汚れ											○					
水底の低質																
地下水の水質及び水位											○					
その他の環境		地形及び地質														
	地盤															
	土壌				○						○					
	日照阻害															
電波障害																
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物				○	○				○	○					
	陸生植物				○	○				○	○					
	水生生物				○	○				○	○					
	生態系				○	○				○	○					
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場										○	○				
	歴史的文化的な遺産															
	景観										○	○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等				○	○						○				
	温室効果ガス等	○										○	○			
一般環境中の放射線物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線物質															

別紙 3 現地調査内容

調査区分			地点数、調査期間、調査時期、回数など
大気質	一般環境	硫黄酸化物	5地点×1週間×4季
		窒素酸化物	
		塩化水素	
		ダイオキシン類	
		水銀	
		浮遊粒子状物質	
		微小粒子状物質	
		粉じん等（降下ばいじん）	1地点×1カ月×4季
	道路沿道	窒素酸化物	2地点×1週間×4季
		浮遊粒子状物質	
	地上気象	風向・風速	1地点×1年間連続
気温・湿度			
日射量			
放射収支量			
上層気象	風向・風速	1地点×1週間×4季	
	気温		
騒音・振動 ・低周波	一般環境	騒音・振動	2地点×24時間×2回 (平日・休日)
		低周波空気振動	
	道路沿道	騒音・振動	
		地盤卓越振動数 交通量・交通速度	
悪臭	特定臭気物質		6地点×2日×1季
	臭気指数		
水質	通常河川	生活環境項目	3地点×1検体×4季
		健康項目	3地点×1検体×2季
		ダイオキシン類	
	降雨時河川	浮遊粒子物質	3地点×1検体×3回
		透視度・濁度	
		流量等	
		土壌沈降試験	
地下水質	環境基準項目	1地点×1検体×2回	
	ダイオキシン類		
	地下水位	1地点×1年間連続	
土壌汚染	環境基準項目(25項目)		10地点×1回
	ダイオキシン類		
陸生動物	哺乳類		計画地及びその周辺200m×4季
	鳥類		
	爬虫類・両生類		計画地及びその周辺200m×3季
	昆虫類		
陸生植物	植物相		計画地及びその周辺200m×4季 (植生は2季)
	植生		
水生生物	魚類、底生生物		2地点×4季
	水生植物		
生態系	地域を特徴づける生態系		計画地及びその周辺×4季
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の状況		計画地及びその周辺×2回
景観	眺望の状況		5地点×2回